

第98期 中間決算公告

福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号
株式会社 西日本シティ銀行
取締役頭取 久保田 勇夫

中間連結貸借対照表（平成19年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	304,415	預 金	6,027,531
コールローン及び買入手形	6,078	譲 渡 性 預 金	156,375
買 入 金 銭 債 権	35,157	コールマネー及び売渡手形	28,111
特 定 取 引 資 産	1,131	債券貸借取引受入担保金	115,681
金 銭 の 信 託	17,070	借 用 金	22,415
有 価 証 券	1,523,180	外 国 為 替	172
貸 出 金	4,792,469	社 債	97,000
外 国 為 替	1,521	信 託 勘 定 借	4
そ の 他 資 産	40,151	そ の 他 負 債	46,486
有 形 固 定 資 産	122,752	退 職 給 付 引 当 金	12,691
無 形 固 定 資 産	4,210	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	878
繰 延 税 金 資 産	63,837	時 効 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	664
支 払 承 諾 見 返	126,217	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	23,076
貸 倒 引 当 金	69,851	支 払 承 諾	126,217
投 資 損 失 引 当 金	1,329	負 債 の 部 合 計	6,657,307
		（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	85,745
		資 本 剰 余 金	90,301
		利 益 剰 余 金	63,182
		自 己 株 式	587
		（ 株 主 資 本 合 計 ）	(238,641)
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	16,508
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	8
		土 地 再 評 価 差 額 金	28,796
		為 替 換 算 調 整 勘 定	0
		（ 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 ）	(45,296)
		少 数 株 主 持 分	25,766
		純 資 産 の 部 合 計	309,704
資 産 の 部 合 計	6,967,011	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,967,011

中間連結損益計算書〔平成19年 4月 1日から
平成19年 9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		92,513
資 金 運 用 収 益	71,575	
(うち貸出金利息)	(58,919)	
(うち有価証券利息配当金)	(11,893)	
信 託 報 酬	5	
役 務 取 引 等 収 益	15,756	
特 定 取 引 収 益	91	
そ の 他 業 務 収 益	1,799	
そ の 他 経 常 収 益	3,285	
経 常 費 用		73,382
資 金 調 達 費 用	13,029	
(うち預金利息)	(8,032)	
役 務 取 引 等 費 用	4,976	
そ の 他 業 務 費 用	1,273	
営 業 経 費	41,752	
そ の 他 経 常 費 用	12,351	
経 常 利 益		19,131
特 別 利 益		1,406
特 別 損 失		4,122
税金等調整前中間純利益		16,415
法人税、住民税及び事業税		259
法人税等調整額		9,223
少数株主利益		101
中間純利益		6,831

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 11社

株式会社長崎銀行
西銀ターンアラウンド・パートナーズ株式会社
シティ・ターンアラウンド・サポート株式会社
Nishi-Nippon City Preferred Capital (Cayman) Limited
Nishi-Nippon Finance (Cayman) Limited
NCBオフィスサービス株式会社
NCBビジネスサービス株式会社
NCBモーゲージサービス株式会社
株式会社NCB経営情報サービス
九州カード株式会社
西日本信用保証株式会社

Nishi-Nippon City Preferred Capital (Cayman) Limitedは、当中間連結会計期間の新設子会社であります。また、Nishi-Nippon Preferred Capital (Cayman) Limitedは、発行していた優先出資証券を全額償還し清算したため、当中間連結会計期間より連結の範囲から除外しておりますが、優先出資証券償還時までの損益計算書については連結しております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等

西日本チャレンジ投資事業有限責任組合1号

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連法人等

株式会社エヌ・ティ・ティ・データNCB

(2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

西日本チャレンジ投資事業有限責任組合1号

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 11社

(2) 連結される子会社及び子法人等は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

4. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

中間連結貸借対照表の注記

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等出資金については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

5. デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

6. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建	物	3年～60年
動	産	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

8. 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

9. 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

10. 当行及び主要な連結される子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び下記25.の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は46,448百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

11. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券及びゴルフ会員権等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により損益処理
--------	--

数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理
----------	---

13. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

なお、役員退職慰労引当金は支出時の費用として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号平成17年11月29日）の適用により役員賞与を費用処理することが必要になったこと、及び「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）の公表を契機として、前連結会計年度より内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しました。

前中間連結会計期間において同じ基準によった場合、経常利益は73百万円、税金等調整前中間純利益は876百万円それぞれ減少いたします。

14. 時効預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った時効預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき必要と認められる額を計上しております。

従来、利益計上した時効預金については、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用し、過去の払戻実績に基づき必要と認められる額を時効預金払戻損失引当金として計上しております。

これにより、従来の方法に比べ、経常利益は7百万円増加し、税金等調整前中間純利益は664百万円減少しております。

15. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

16. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

17. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

18. デリバティブ取引のうち内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している為替スワップ取引に対して、業種別監査委員会報告第 25 号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該為替スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社及び子法人等は、うち 1 社で一部の負債について金利スワップの特例処理を行っておりますが、その他の子会社及び子法人等はヘッジ会計を行っておりません。

19. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によるおります。

20. 関係会社の株式及び出資総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資を除く） 5 6 1 百万円

21. 有形固定資産の減価償却累計額 7 1 , 6 9 9 百万円

22. 有形固定資産の圧縮記帳額 8 , 5 0 4 百万円

23. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1 5 , 4 8 7 百万円、延滞債権額は 1 3 1 , 8 1 9 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

24. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 1 5 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

25. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 7 1 , 9 6 1 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

26. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 2 1 9 , 2 8 3 百万円であります。

なお、23. から 26. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

27. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 6 2 , 4 9 9 百万円であります。

28. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金 5 6 百万円

有価証券 2 7 8 , 2 2 3 百万円

担保資産に対応する債務

預金 1 2 , 7 0 7 百万円

債券貸借取引受入担保金 1 1 5 , 6 8 1 百万円

借入金 6 , 8 7 5 百万円

その他負債 6 0 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金 2 百万円、有価証券 1 3 9 , 3 5 4 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 4 , 4 0 9 百万円あります。

29. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行及び主要な連結される子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成 10 年 3 月 31 日
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める近隣の地価公示法（昭和 44 年公布法律第 49 号）及び同条第 4 号に定める地価税法（平成 3 年法律第 69 号）に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出

30. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 8,500 百万円が含まれております。
31. 社債 97,000 百万円は、劣後特約付社債 82,000 百万円及び永久劣後特約付社債 15,000 百万円であります。
32. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 19,512 百万円です。
- なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第 38 号平成 19 年 4 月 17 日）により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾および支払承諾見返はそれぞれ 21,904 百万円減少します。

33. 1 株当たりの純資産額 312 円 91 銭
34. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時 価 （百万円）	差 額 （百万円）
国債	10,000	10,011	10
地方債	3,090	3,111	21
その他	28,000	27,961	38
外国債券	28,000	27,961	38
合計	41,090	41,084	6

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額 （百万円）
株式	97,771	132,788	35,016
債券	1,037,185	1,024,411	12,773
国債	553,428	543,421	10,007
地方債	70,070	69,761	309
社債	413,685	411,228	2,456
その他	277,652	280,390	2,741
外国債券	209,615	207,758	1,853
その他	68,036	72,631	4,594
合計	1,412,609	1,437,590	24,984

上記の評価差額には、複合金融商品の評価差額として損益に計上した評価差額（損）3 百万円は含まれておりません。

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 8,637 百万円を差し引いた額 16,346 百万円のうち少数株主持分相当額 160 百万円を加算した額に、持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額 1 百万円を加算した額 16,508 百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

35. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	17,467
非公募事業債	24,795
その他	1,674

36. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりです。

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	1,001	1,001	-

なお、満期保有目的の金銭の信託はありません。

37. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,572,068 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 1,557,386 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

38. 企業集団内の会社に投資(子会社株式等)を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 6 号平成 19 年 3 月 29 日)の第 30-2 項を当中間連結会計期間から適用しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

39. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成 19 年 6 月 15 日付及び同 7 月 4 日付)金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

40. 連結自己資本比率(国内基準)は、9.30%であります

中間連結損益計算書の注記

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 8円 58銭

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 7円 91銭

4. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

5. 「その他経常費用」には、貸出金償却4,381百万円、貸出債権等を売却したこと等による損失3,082百万円、貸倒引当金繰入額1,921百万円及び株式等償却1,210百万円を含んでおります。

6. 特別利益には、償却債権取立益1,385百万円を含んでおります。

7. 特別損失には、減損損失2,874百万円及び時効預金払戻損失引当金の計上に伴う過年度負担額671百万円を含んでおります。

8. 当中間連結会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)

地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)
福岡県外	営業用店舗 (1か所)	土地	170
福岡県外	遊休資産 (1か所)	土地・建物	7
-	のれん (-か所)	連結子会社のれん	2,697

上記の資産のうち、有形固定資産については、営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(177百万円)として特別損失に計上しております。のれんについては、連結子会社の自己株式取得に伴い発生したものを、回収可能性を考慮し、のれん全額を減損損失(2,697百万円)として特別損失に計上しております。

(資産グループの概要及びグルーピングの方法)

資産の区分	資産グループの概要	グルーピング方法
営業用店舗	営業の用に供する資産	原則、営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)
遊休資産	店舗・社宅跡地等	各々が独立した資産としてグルーピング
のれん	連結子会社のれん	各々が独立した資産としてグルーピング

(回収可能価額)

当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は主として正味売却価額であり、その算定は「不動産鑑定評価基準(国土交通省)」に基づく評価額等より処分費用見込額を控除することにより行っております。